

緊急事態措置実施に係る大規模施設等に対する協力金

1 対象施設及び支給対象

(1) 多数利用施設

種類	施設の例	支給対象
商業施設	大規模小売店等（生活必需物資除く）	当該大規模施設
遊技施設	マジック店、パチンコ屋 等	及び
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店、場外馬券売場 等	テナント事業・出店者
サービス業	生活必需サービス以外の店舗	

(2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館等	
集会・展示施設	公会堂、貸会議室 等	
ホテル・旅館	ホテル、旅館の集会の用に供する部分	テナント事業者・出店者
運動・遊技施設	野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館 等	

※映画館等については、引き続き当該大規模施設も協力金の対象となります。

2 協力金の概要

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
要請期間	令和3年8月20日（金）～9月30日（木）	
対象区域	県内全域	
要請内容	① 大規模施設 (1,000 m ² 超) 時短要請(営業時間 20時まで)、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止 ② イベント関連施設：21時までの時短要請等 酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止	
対象施設	上記の要請に応じた飲食店以外の 1,000 m ² 超の施設(生活必需物資店除く)	上記の要請に応じた 1,000 m ² 超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給額	国の基準に基づく協力金（下記に基づき算出した基本額に「本来の営業終了時間—20時（21時）/本来の営業時間」を乗じた額）を支給 基本額/日 = A + B + C A : 自己利用部分（*1）の休業面積 (1,000 m ² を1単位) (*2) × 20万円/日 B: テナント店舗及び特定百貨店店舗等（*3）の数 × 2千円/日 (10以上の店舗がある場合) C : 特定百貨店店舗の数 × 2万円/日	基本額/日 = 休業面積(100 m ² を1単位) (*2) × 2万円/日
申請期間	緊急事態措置終了後受付開始	

【注】

(*1) 「自己利用部分」

大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分 ((*3) の「特定百貨店店舗」に係る部分を除く)

(*2) 「休業面積」

①大規模施設

要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積で、テナント事業者等、生活必需品の販売事業の区画面積を除く

・単位未満は切り捨てとし、 $1,000\text{ m}^2$ 以下の場合は $1,000\text{ m}^2$ とする

②テナント事業者、出店者

大規模施設内の事業者等の専用の店舗等に係る休業面積

・単位未満は切り捨てとし、 100 m^2 以下の場合は 100 m^2 とする

(*3) 「特定百貨店店舗」

百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等に一旦、計上され、その後分配される場合で、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗